

武蔵野市小中一貫教育検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、今後、武蔵野市（以下「市」という。）における小中一貫教育の実施の是非に関する方針を定めるにあたり、そのための検討を行うため、武蔵野市小中一貫教育検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) これからの市の学校教育に求められる目的及び目標を踏まえた小中一貫教育と小中別教育との多角的な比較に関する事項
- (2) 前号の比較を踏まえた市における小中一貫教育の実施の是非に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討委員会は、別表第1に掲げる者及び職にある者をもって構成し、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総括し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 検討委員会が必要と認めるときは、検討委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 検討委員会に付議する事項に関して必要な協議を行うとともに、検討委員会が指示する事項を実施するため、検討委員会に部会を置く。

- 2 部会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、教育部長の職にある者をもって充てる。
- 4 部会長は、会務を統括し、必要に応じて会議を招集する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代理する。

6 部会が必要と認めるときは、部会の会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキングスタッフ)

第7条 検討委員会の検討に必要な資料の作成その他検討委員会の補佐をするため、検討委員会にワーキングスタッフを置くことができる。

2 ワーキングスタッフは、部会の構成員がその所属する職員のうちから指名する。

(設置期間)

第8条 検討委員会の設置期間は、この要綱の施行の日から平成30年3月31日までとする。

(事務局)

第9条 検討委員会の事務局は、教育部教育企画課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成29年6月13日から施行する。

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (第3条関係)

学識経験者
武蔵野市立小中学校長会を代表する者
武蔵野市立小中学校のPTAを代表する者
市内の地域団体を代表する者
総合政策部長
子ども家庭部長
教育部長

別表第2 (第6条関係)

教育部長
総合政策部企画調整課長
総合政策部企画調整課公共施設等総合管理計画担当課長
財務部施設課長
子ども家庭部子ども家庭支援センター所長
子ども家庭部児童青少年課長
教育部統括指導主事
教育部教育企画課長

教育部教育企画課教育調整担当課長

教育部指導課長

教育部教育支援課長

教育部生涯学習スポーツ課長
